

平成25年度参画協働の取組 検証メモ

テ	マ	
第6次総合計画体系		章 節
所管課名		

		メモ
1	参画の対象 (情報共有)	
2	参画の手法	
3	参画の実施時期	
4	参画実施の公表方法 (情報共有)	
	実施予定及び実施状況の公表(情報共有)	
5	参画結果の取扱い (情報共有)	
参画の取組への 意見・提案		

		メモ
1	対等の原則	
2	目標共有の原則	
3	自主自律性尊重の原則	
	自立性確保の原則	
	求同尊異・補完性の原則	
4	公開の原則	
5	話し合い・相互理解の原則	
6	時限性の原則	
協働の取組への 意見・提案		

## 検証の着眼点の整理

		検証の着眼点	実績・関係 シート 該当番号	特記
1	参画の対象 (情報共有)	・十分な情報提供を行い、多様な市民の意見や情報の収集を図っているか	①	
2	参画の手法	・効果が期待できる手法を用いているか	③ ④	○市民参画により期待する効果 ・行政に無い視点や発想など
		・効果を得るために必要な市民参画を図っているか	② ③	○市民参画に求められるものは？ ・専門性、地域性、一般的な生活者視点など
		・営利目的による関与の排除を図っているか	① ②	
3	参画の実施時期	・立案から実施及び評価までの過程において、適切な時期に参画の機会を設けているか	③	○適切な参画の時期は
4	参画実施の公表方法 (情報共有)	・参画を実施する際、複数の方法を用いて情報提供しているか	①	○十分な情報の提供とは ・活用する媒体は？ ・情報提供したいターゲットは？ ○参画の機会を得る手段とは
	実施予定及び実施状況 の公表(情報共有)	・参画の実施状況を公表し、情報提供しているか	①	
5	参画結果の取扱い (情報共有)	・市民から提供された情報を活用し、有益な意見やアイデアを積極的に事業に反映しているか	④	

		検証の着眼点	実績・関係 シート 該当番号	特記
1	対等の原則	・お互いの立場や特性の違いを認識し、対等な立場で協力、連携しているか	2	○役割と責任の分担は適正か
2	目標共有の原則	・お互いに協働によって達成しようとする目的を共有しているか	1 3	○目的を共有をするためのプロセス
3	自主自律性尊重の原則	・自主性、自立性を尊重しているか ・市民が必要とする範囲や内容に応じて協働しているか	④ 2 3	○行政だけでは成しえなかった成果 ○市民の力を効果的に発揮させるためには ○そもそも協働したい取り組み(事業)とは ○協働の魅力とは
	自立性確保の原則			
	求同尊異・補完性の原則			
4	公開の原則	・協働のプロセスや結果を公開し、説明責任を果たしているか	3	
5	話し合い・相互理解の原則	・日頃から話し合いによって相互理解を図っているか	3	○相互理解を図るための工夫 ○行政への期待
6	時限性の原則	・協働を継続するかどうかを検証しているか	④	

※協働の原則について、裏面をご覧ください。

① 対等の原則

上下の関係ではなく、対等な主体としての関係を保つこと。

② 公開の原則

協働のプロセスや結果等について積極的な公開による説明責任を果たし、協働についての社会的な理解と信頼を得ること。

③ 話し合いの原則

日頃から話し合いの場を持ち、相互理解を深めることにより、協働の可能性の模索や協働の取り組みの拡大を図っていくこと。

④ 相互理解の原則

お互いの立場・特性を理解・尊重し、お互いが果たすべき役割や責任分担等を明確にしていくこと。

⑤ 目標共有の原則

お互いに協働によって達成しようとする目標を共有すること。

⑥ 求同尊異の原則

同じ目標を求める上で、異なった意見を尊重し、自分の主張に取り込むこと。

⑦ 補完性の原則

お互いの得意分野を出し合い、足りないところを補い合っていくこと。

⑧ 自主性尊重の原則

お互いの活動が、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重すること。

⑨ 自立尊重の原則

お互いの活動が、経営的に自立する方向で協働を進めること。

⑩ 時限性の原則

一定の時期毎に客観的に評価し、協働を継続するか否か等を常に検証し、次のステップにつなげていくこと。